

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県飼料取締条例施行規則
- ◇告示 保安林指定の解除予定
- 国民健康保険法に基く条例変更の認可
- 種畜証明書の書換交付
- 土地改良事業計画の變更認可
- 海区漁業調整委員会事務局の所在地變更
- 建築代理業者の登録
- 土地等の買収予定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 農産物検査印紙の売さばき人にならうとする者の申請について

規則

鳥取県飼料取締条例施行規則をここに公布する。

昭和二十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十七号

鳥取県飼料取締条例施行規則

(飼料販売業者の届出)

第一条 鳥取県飼料取締条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第二十五号、以下「条例」という。）第三条第一項の届出は、別記第一号様式によらなければならない。（届出事項の變更届等）

第二条 条例第三条第二項の届出は、別記第二号様式又は別記第三号様式によらなければならない。

(飼料検査職員の証票)

第三条 条例第五条第三項の職員の身分を示す証票は、別記第四号様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

飼料販売事業開始届

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 販売する飼料の種類及び名称
 - 三 販売業務を行う事業場の所在地
 - 四 保管する施設の所在地
 - 五 事業開始年月日
- 右のとおり鳥取県飼料取締条例第二条第一項の規定により届け出ます。

年 月 日
 住所
 氏名
 鳥取県知事 氏 名 殿
 印

別記第二号様式

飼料販売事業開始届記載事項変更届

年 月 日届け出た飼料販売事業開始届の記載

事項に次のとおり変更を生じたので、鳥取県飼料取締条例第三条第二項の規定により届け出ます。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日

年 月 日
 住所
 氏名
 鳥取県知事 氏 名 殿
 印

別記第三号様式

飼料販売事業廃止届

飼料販売事業を廃止したので、鳥取県飼料取締条例第三条第二項の規定により次のとおり届け出ます。

- 一 廃止した年月日

年 月 日
 住所
 氏名
 鳥取県知事 氏 名 殿
 印

別記第四号様式

表

No.	昭和 年 月 日交付
鳥取県飼料取締条例第五条 第三項の規定による証	鳥取 県印
職氏名	

縦8.5センチメートル 横9センチメートル 厚紙色白

裏

鳥取県飼料取締条例抜す、

第五条 知事は、飼料の取締上必要があると認めるときは、その職員に販売業者の事業場、倉庫その他飼料販売の業務に關係がある場所に立ち入り、飼料を検査させ、關係者に質問させ、又は飼料を分析検査のため必要な最小量に限り無償で収去させることができる。

2 前項の規定による立ち入り検査質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の場合には、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第六条 第五条第一項の規定による飼料の検査を拒み、妨げ若しくは隠蔽し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者は、万円以下の罰金に処する。

五九、九	同所	一八六	板倉 程智	〇・〇〇三
五九、九	同所	二一九	長谷川 国光	〇・〇〇三
三九、九	同所	一一四	板倉 勇	〇・〇〇一
"	同所	四七	吉長 薫	〇・〇〇一
"	同所	一〇五	佐藤 正之	〇・〇〇一
"	同	大字宝谷一、三八九		
一四、九	同	青戸 俊		〇・〇〇一
一四、九	同所	一、二〇六	青戸 豊吉	〇・〇〇一
二九、九	同所	一、三一一	井上 揚三	〇・〇〇一
五九、九	同所	一、三四三	井上 澧	〇・〇〇一
五九、九	同所	九八四	佐藤 春次	〇・〇〇一
四四、九	同所	一、二三八	青戸 稔	〇・〇〇一
八九、九	同所	九四四	青戸 勳	〇・〇〇一
亡茂太郎相統人	同所	九四四	青戸 勳	〇・〇〇一

七四、九	同所	六一	佐藤 美治	〇・〇〇三
七四、九	同所	九八	佐藤 繁治	〇・〇〇三
三九、九	同所	一〇二	佐藤 長市	〇・〇〇一
三、九九七	同所	一八一	青戸 馨	〇・〇〇七
八九、九	同所	一〇五	佐藤 正之	〇・〇〇三
一四、九	同所	五五ノ一	板倉 徳一	〇・〇〇一
二九、九	同所	五五ノ一	板倉 祐壽	〇・〇〇一
二九、九	同所	一、六九七	加納 広	〇・〇〇一
二九、九	同所	二四三	佐藤 幸隆	〇・〇〇一
五九、九	同所	一〇一	佐藤 正春	〇・〇〇一
五九、九	同所	一五八	佐藤 信之	〇・〇〇一
五九、九	同所	一、五七二	上田 茂	〇・〇〇一
七四、九	同所	六一	佐藤 美治	〇・〇〇三
七四、九	同所	九八	佐藤 繁治	〇・〇〇三
三九、九	同所	一〇二	佐藤 長市	〇・〇〇一
三、九九七	同所	一八一	青戸 馨	〇・〇〇七
八九、九	同所	一〇五	佐藤 正之	〇・〇〇三
一四、九	同所	五五ノ一	板倉 徳一	〇・〇〇一
二九、九	同所	五五ノ一	板倉 祐壽	〇・〇〇一
二九、九	同所	一、六九七	加納 広	〇・〇〇一
二九、九	同所	二四三	佐藤 幸隆	〇・〇〇一
五九、九	同所	一〇一	佐藤 正春	〇・〇〇一
五九、九	同所	一五八	佐藤 信之	〇・〇〇一
五九、九	同所	一、五七二	上田 茂	〇・〇〇一

所	大字	字	地番	土地		土地以外の物件	所有者の住所氏名	摘要					
				地目	面積								
(日野上村)	生山	板井谷山	三一三ノ二	栗	石	石	鳥取県日野郡日野上村大字霞 足羽 峯	九八四 佐藤 清	0.011				
										一、四九、九六	同所	一、二〇六 段塚 太郎	0.005
										四九、九六	同所	一、三四三 井上 竹子	0.005
										五九、九六	同所	一、二〇六 青戸 亀吉	0.015
										三九、九六	同所	五四五 青戸 徳	0.011
										六九、九六	同所	大字折渡三二一 相鏡人 貝谷 躰美	0.011
											同	大字菅沢九一八ノ二 小沢 正一	0.013
											同		
											同		
											同		
福方來	野呂山川東	一五〇	栗	石	石	鳥取県日野郡阿昆縁村大字阿 昆縁一、六六一 木下盛三郎 外四十七名							

所	大字	字	地番	土地	土地以外の物件	所有者の住所氏名	摘要								
佐木谷	八代谷	一、〇七八	栗	石	石	青戸辰之典 外一名									
								先道ノ子山	一、〇七四	栗	七〇	同	大字宝谷一、三四三 井上 濟		
								砂ヶ浜山	一、〇七五	栗	七四	同	大字印賀一〇一 佐藤 正之		
									一、〇七六	栗	七五	同所	九八 佐藤 繁治		
									一、〇七七	栗	七五	同所	同 人		
								合計			一、七九六、五 松 八八六石 栗 九三、五	石			
								<p>鳥取県教育委員会告示第二十五号</p> <p>臨時教育委員会を次のとおり招集する。</p> <p>昭和二十九年四月二十日</p> <p>鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎</p> <p>一日時 四月二十一日 午前十時半</p> <p>一 場所 教育委員会々議室</p>							
								<p>一 議題 小、中学校の人事調整について</p> <p>その他</p>							
								<p>昭和二十九年四月二十日</p> <p>農林省鳥取食糧事務所長</p> <p>昭和二十九年三月三十一日農林省令第二十一号による農</p>							

公告

産物検査印紙の売さばき人になろうとするものは、左記事項を記載した農林大臣宛の申請書を四月二十四日まで食糧事務所支所宛提出されたい。

記

一 売さばき所を設けようとする場所及びその附近見取図。

二 一箇月における農産物検査印紙の売さばき予定額及びこれに要する資金の調達方法。

三 申請者の氏名（申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行 羽 火、 金

印 發

鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所